

石川労働局発表
令和5年8月16日（水）

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局

職業安定部職業安定課

課長 今町 聡

課長補佐 山口 明弘

電話 076 (265) 4427

一般社団法人

石川県建設業協会

専務理事 山岸 勇

常務理事 大霜 祥栄

電話 076 (242) 1161

全国初！ 石川県建設業協会と石川労働局は
人材確保対策推進に係る協定を締結します

一般社団法人石川県建設業協会（会長 ひらぎくら たもつ 平櫻 保）と石川労働局（局長 ながしま まさひろ 長嶋 政弘）は、石川県内の建設業における人材の確保等に関する取組を実施することを目的として、協定を締結します。

建設業界と労働局の人材確保対策推進に係る協定の締結は、全国初となります。

◆協定締結式

○日時 令和5年8月21日（月）14時00分～

○場所 金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室
（金沢市西念3丁目4番1号）

○出席者 一般社団法人石川県建設業協会 会長 平櫻 保
石川労働局 局長 長嶋 政弘

○内容 協定の趣旨説明・協定書の署名

※当日は、撮影及び締結式後の取材を可能とします。

◆協定の内容等

別添1「人材確保対策推進協定（概要）」、別添2「人材確保対策推進協定書（案）」をご参照ください。



人材確保対策推進協定(概要)

1 協定の目的及び連携事項

石川県内の建設業における人材確保対策を推進するため、一般社団法人石川県建設業協会と石川労働局が密接に連携し、建設業における人材の確保等に関する取組を実施するため、人材の確保に関すること及び人材の育成に関すること等について、連携し協力する。

2 協定締結のメリット

- 連携体制の構築、連絡調整機能の強化による一層の連携推進
- 協定に基づき相互に必要な要請が可能

3 協定に基づく取組事項

- ① **スキルアップセミナーの開催** ～8月25日(金)10時00分 ハローワーク金沢 3階会議室(金沢市鳴和1-18-42)～
石川県内のハローワークの職員を対象に、建設業界の現状や多様化する業務内容等について、ハローワーク職員が理解を深め、専門性を向上させることを目的にセミナーを開催します。
- ② **就職ガイダンスの開催** ～9月27日(水) ハローワーク金沢 3階会議室(金沢市鳴和1-18-42)～
建設業界で働いた経験がない求職者を対象に、就職ガイダンスを開催します。
建設業の仕事内容、従事されている皆さんの働き方、建設業の魅力等について、建設会社の人事担当者が発信します。
- ③ **建設現場の見学会や企業説明会の開催**
今後、参加を希望する求職者を対象に、建設現場の見学会や、企業説明会の開催等を順次実施します。

人材確保対策推進協定書（案）

一般社団法人石川県建設業協会（以下「甲」という。）と厚生労働省石川労働局（以下「乙」という。）は、石川県内の建設業における人材確保対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石川県内の建設業における人材確保対策を推進するため、甲と乙が密接に連携し、建設業における人材の確保等に関する取組を実施することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、協議の上、石川県内の建設業における次の事項について連携し協力する。

- （1）人材の確保に関すること
- （2）人材の育成に関すること
- （3）労働者の雇用の安定に関すること

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の変更・解約）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。また、甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第4条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：一般社団法人石川県建設業協会
代表者 会長

乙：厚生労働省石川労働局
代表者 局長